

5月度の知的財産セミナー

岐阜大学 知的財産セミナーのお知らせ (初心者向け/無料)

- ◇日時 平成30年5月18日(金)
- ◇場所 岐阜大学研究推進・社会連携機構内
1階ミーティングルーム
- ◇時間 午後5時00分～午後6時00分 (受講料無料)
- ◇講師 岐阜大学非常勤講師
特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所
弁理士 服部素明
- ◇申込先 岐阜大学産官学連携推進本部 知的財産部門
TEL 058-293-2025 FAX 058-293-2022 E-mail chizai@gifu-u.ac.jp

内容

審査段階での補正が新規事項に当たるか否かが争われた審決取消訴訟事件について紹介します。本件では、審査段階で下位概念用語「操舵機室」を上位概念用語「非防爆エリア」に差し替える補正が受容されて特許されましたが、後日の無効審判では、これを不適法な補正であるとして特許無効とされました。これに対し知財高裁は、明細書の開示ぶりを精査した上で、当該補正は適法であるとししました。

この事例を通じて、補正の適法性（新規事項の導入となるか否か）についての理解を深めます。